

■各誘導施設について

各都市機能誘導区域における誘導施設については、以下のとおり定義する。

<国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設>

●MICE関連施設

…都心のMICE機能及び市民の利便性向上に資する次のいずれかの施設

- 1) 床面積1,000㎡以上のホール・会議室・展示場を有する施設
- 2) 都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準に掲げる要件を満たすハイグレードホテル

●高機能オフィス

…都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準に掲げる要件を満たす高機能オフィス

<教育文化施設>

●大規模ホール

…固定客席数1,000席以上を有する多目的ホール

<医療施設>

●200床以上の病院

…医療法第7条第2項に掲げる病床の種別のうち一般病床を200床以上有する病院

<子育て関連施設>

●子どもの屋内遊び場

…0歳～12歳程度の子どもの対象に体を動かして遊ぶことを目的とした遊戯施設で床面積1,000㎡以上のもの（風営法第2条第1項に規定する風俗営業許可を要する施設を除く）

<商業施設>

●大規模な商業施設

…建築基準法別表第2（か）項に掲げる用途（以下の用途を除く）に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもののうち、店舗及び飲食店を含むもの。

- 1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 3) ナイトクラブ又は建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの
- 4) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は建築基準法施行令第130条の9の5に定めるもの

<多くの市民が利用する公共施設>

●区役所

…札幌市区の設置等に関する条例第3条に規定する各区役所

●保健センター

…札幌市保健所及び保健センター設置条例第2条に規定する各保健センター

●区民センター・コミュニティセンター

…札幌市区民センター条例第2条に規定する各区民センター及びコミュニティセンター

●図書館

…札幌市図書館条例第1条に規定する各図書館

●体育館

…札幌市体育施設条例第1条に規定する体育施設のうち、札幌市中央体育館及び各区体育館

●区保育・子育て支援センター

…札幌市区保育・子育て支援センター条例第3条に規定する各区保育・子育て支援センター

<防災>

●一時滞在施設

…帰宅困難者対策に資する一時滞在施設（札幌市と協定を締結するもの）